

●香川県告示第334号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和3年香川県告示第108号（海岸保全区域の指定）で指定した観音寺港観音寺地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。

令和3年8月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	観音寺港	観音寺	<p>1 指定場所 観音寺市風瀬町9番2地先から 観音寺市風瀬町18番2地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点9までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点3までを順次結んだ線及び補助点3と基点9を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。） 基準点 四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒） 基点1 基準点から195度02分45秒、821.78メートル、観音寺市風瀬町9番2地先の表示杭 基点2 基点1から264度27分00秒、87.44メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭 基点3 基点2から255度55分05秒、6.71メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭 基点4 基点3から215度11分07秒、18.19メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭 基点5 基点4から264度27分02秒、11.50メートル、観音寺市風瀬町16番地先の表示杭 基点6 基点5から354度26分16秒、3.03メートル、観音寺市風瀬町18番1地先の表示杭 基点7 基点6から264度28分05秒、26.48メートル、観音寺市風瀬町18番1の表示杭 基点8 基点7から309度28分21秒、1.45メートル、観音寺市風瀬町18番1の表示杭 基点9 基点8から264度28分05秒、142.49メートル、観音寺市風瀬町18番2地先の表示杭 補助点1 基点1から353度46分46秒、56.85メートルの点 補助点2 基点6から354度26分52秒、68.59メートルの点</p>

			補助点3 基点9から354度28分07秒、67.56メートルの 点
--	--	--	--------------------------------------